



平成29年3月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）

平成29年5月12日

上場会社名 株式会社リボミック 上場取引所 東
 コード番号 4591 URL http://www.ribomic.com/
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 中村 義一
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役執行役員管理本部長 (氏名) 宮崎 正是 TEL 03 (3440) 3303
 定時株主総会開催予定日 平成29年6月28日 配当支払開始予定日 —
 有価証券報告書提出予定日 平成29年6月29日
 決算補足説明資料作成の有無：有
 決算説明会開催の有無：有（機関投資家・証券アナリスト向け）

（百万円未満切捨て）

1. 平成29年3月期の業績（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

（1）経営成績

（%表示は対前期増減率）

	事業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
29年3月期	93	△23.1	△785	—	△658	—	△646	—
28年3月期	121	△74.6	△532	—	△322	—	△323	—

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
29年3月期	△48.83	—	△23.6	△23.2	△838.1
28年3月期	△24.92	—	△10.3	△9.8	△436.7

（参考）持分法投資損益 29年3月期 一百万円 28年3月期 一百万円

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

（2）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
29年3月期	2,495	2,438	97.7	183.27
28年3月期	3,183	3,039	95.5	231.21

（参考）自己資本 29年3月期 2,438百万円 28年3月期 3,039百万円

（3）キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
29年3月期	△706	594	45	382
28年3月期	△324	△1,362	98	449

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向	純資産 配当率
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
28年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00	—	—	—
29年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00	—	—	—
30年3月期（予想）	—	0.00	—	0.00	0.00	—	—	—

3. 平成30年3月期の業績予想（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

（%表示は、通期は対前期増減率）

	事業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	65	△30.3	△1,002	—	△873	—	△875	—	△65.86

（注）1. 当社は年次で業績を管理しているため、通期業績予想のみ開示しております。

2. 当社が想定する下限の数値を通期業績予想として開示しております。その理由及び詳細は、添付資料7ページ「当期の経営成績の概況②今後の見通し」をご覧ください。

※ 注記事項

(1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：有
- ② ①以外の会計方針の変更：無
- ③ 会計上の見積りの変更：無
- ④ 修正再表示：無

(2) 発行済株式数（普通株式）

- ① 期末発行済株式数（自己株式を含む）
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数

29年3月期	13,286,600株	28年3月期	13,144,800株
29年3月期	－株	28年3月期	－株
29年3月期	13,241,047株	28年3月期	12,971,709株

※ 決算短信は監査の対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

1. 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、決算短信（添付資料）7ページ「当期の経営成績の概況②今後の見通し」をご覧ください。
2. 決算補足説明資料は、TDnetで本日開示し、開示後速やかに当社ウェブサイトに掲載する予定です。
3. 機関投資家、証券アナリスト向けの決算説明会を平成29年5月18日に開催する予定です。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当期の経営成績の概況	2
(2) 当期の財政状態の概況	8
(3) 利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当	9
(4) 事業等のリスク	10
2. 経営方針	16
(1) 会社の経営の基本方針	16
(2) 目標とする経営指標	16
(3) 中長期的な会社の経営戦略	16
(4) 会社の対処すべき課題	16
(5) その他、会社の経営上重要な事項	18
3. 会計基準の選択に関する基本的な考え方	21
4. 財務諸表及び主な注記	22
(1) 貸借対照表	22
(2) 損益計算書	24
(3) 株主資本等変動計算書	25
(4) キャッシュ・フロー計算書	26
(5) 財務諸表に関する注記事項	27
(継続企業の前提に関する注記)	27
(会計方針の変更)	27
(キャッシュ・フロー計算書関係)	27
(持分法損益等)	27
(セグメント情報等)	27
(1株当たり情報)	28
(重要な後発事象)	28

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況

① 当期の経営成績

当社は、抗体に継ぐ次世代新薬として期待されているアプタマー医薬の創製に特化したバイオベンチャーです。当社は、自社開発のアプタマー創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる創薬プラットフォームである「RiboARTシステム」を活用して、革新的なアプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）を行っております。

また、当社は、継続的かつ安定的な収益の実現及び今後の飛躍に向けた中・長期の経営課題として、以下の3テーマを重点的に取り上げております。

- ・リボミック・アプタマーの自社臨床試験の実施とPOC取得
- ・海外メガファーマとの複数アライアンスの締結
- ・世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立

上記の経営課題の実現に向け、当事業年度における重点的な経営目標は「各創薬プロジェクトの開発ステージのアップ」、「製薬企業との新規アライアンスの締結」、「特定の開発テーマについて、自社での臨床Proof of Concept※1の獲得に向けた開発」とし、それらの実現に向けた取り組みを着実に進めてまいりました。

それぞれの経営課題に対する当事業年度の具体的な進捗を以下に要約します。

※1 臨床Proof of Concept（臨床POC）：新薬の開発段階において、投与薬剤がヒトでの臨床試験（通常は少数の患者を対象としたフェーズⅡa試験）において意図した薬効と安全性を有することが示されること。

各創薬プロジェクトの開発ステージのアップに向けた取り組み

当社は共同研究と自社創薬による革新的なアプタマー医薬の開発に取り組んでおり、主要なプロジェクトの進捗状況は下記のとおりです。

(イ) 大塚製薬株式会社との共同研究

ミッドカインを標的とするRBM001については、平成28年1月14日に締結した新規共同研究契約が平成28年12月31日に契約期間の満了を迎えました。今後の提携等について両社間で協議を進め、平成29年5月8日にRBM001を大塚製薬株式会社の下で開発・商業化することを目的としたライセンス契約（全世界を対象とする独占的通常実施権、サブライセンス権付き。関連特許の当社持ち分の譲渡を含む。）を締結いたしました。本ライセンス契約により、当社は締結一時金を受領するとともに、開発された製品の市販後の売上高に応じたロイヤルティー及び大塚製薬株式会社が第三者に対しサブライセンスや事業譲渡を行ったときに受領する対価からの分配金を受領することになります。対象疾患等の詳細は非開示とさせていただきますが、同社との長年の共同研究がライセンス契約として結実したことは事業化に向けた重要な一歩であり、今後、大塚製薬において医薬品としての開発が速やかに進展するものと期待しております。

また、既に契約期間が満了し共同研究が終了したRBM002及びRBM003について、今後の取り扱いについて両社間で協議を進めておりましたが、平成29年5月8日に、「共同研究終了に伴う成果取扱い覚書」を締結いたしました。本覚書の締結により、RBM002及びRBM003については、大塚製薬株式会社から関連特許（共同研究の成果についての特許を受ける権利を含む）の譲渡を受け、今後は、当社において自社創薬品目に移管し、積極的に研究開発を推進してまいります。開発やライセンス・アウトに成功した場合には、RBM001のライセンス契約とは逆に、製品の売上に応じたロイヤルティー、第三者にライセンスを行った場合のライセンス対価の分配金、及び第三者に対し上記2テーマについての事業譲渡を行った場合の事業譲渡対価の分配金を、当社より大塚製薬株式会社に支払うこととなります。RBM002及びRBM003の詳細を含め、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。いずれも優れた新薬候補であり、早期の導出を実現したいと考えております。

※2 非臨床Proof of Concept（非臨床POC）：ヒトでの臨床試験に入る前に必須の病態モデル動物での薬効確認試験において、投与薬剤が意図した薬効を有することが示されること。

(ロ) 大正製薬株式会社との共同研究

平成26年3月より3年契約で開始した大正製薬株式会社との共同研究に関して、平成30年2月末までの1年間、契約期間を延長する契約を締結いたしました。

(ハ) RBM007 (抗FGF2アプタマー)

FGF2は40数年前に発見された線維芽細胞増殖因子で、血管新生や細胞分化・増殖等様々な機能を有することが知られています。これまでにFGF2を標的とする新薬の可能性は示唆されてきましたが、FGF2はヒトでは22種類の類縁タンパク質からなるFGFファミリーの一員で、ヒトと動物で高度に保存されているため、抗体を含め特異的な阻害剤の創製は極めて困難でした。その結果、現在まで、FGF2を特異的に阻害する薬剤で臨床ステージにある開発品は世界的に見ても存在しません。

当社は「RiboARTシステム」を用いて、FGF2に対し特異性の高い、強力な阻害活性を有するアプタマーの創製に成功し、これを用いた研究によって、はじめてFGF2阻害剤の多面的な機能を明らかにいたしました。その研究成果は、米国遺伝子細胞治療学会の機関誌である「Molecular Therapy」誌に掲載されました(平成28年11月号に掲載、8月の電子版で速報)。

この成果を活用し、本アプタマーについて、そのポテンシーを拡大し、また、ライセンス・アウト時の価値を最大化すべく、a)軟骨無形成症治療薬、及び、b)加齢黄斑変性症治療薬他の開発を重点的に進めております。その概要は下記のとおりです。

a)軟骨無形成症治療薬

四肢短縮による低身長を主な症状とする軟骨無形成症を対象とする本アプタマーの開発については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)による創薬支援推進事業(希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業)として支援を受け、精力的に推進しております。

また、本疾患に対する基礎・臨床面での豊富な知見や様々な評価方法を有する大阪大学医学部、及びチェコ共和国Masaryk大学医学部と連携して研究開発を進めております。当社は、自社での試験研究だけでなく、これらのアカデミアとの研究連携が、軟骨無形成症を適応症とした本アプタマーの早期臨床試験の実施に向けた重要な布石になるものと考えております。

なお、軟骨無形成症モデルマウス(軟骨無形成症の原因であるFGFR3変異遺伝子を導入したマウス)を用いた薬理試験において、本アプタマーは低身長改善効果を示しました。これにより、軟骨無形成症に対する非臨床POCの獲得を確かなものとししました。

b)加齢黄斑変性症治療薬

加齢黄斑変性症を対象とする本アプタマーは、血管新生を阻害する作用で効果を発揮する既存の製品(ルセンテイス、アイリニアなど)と比べて、血管新生のみならず、失明の原因ともなる瘢痕形成を抑制しうる可能性があります。当事業年度において、この可能性を検証すべく、レーザー照射誘発Choroidal Neovascularizationモデル動物(加齢黄斑変性症の病態モデル)を用いた薬理試験において、本アプタマーの血管新生及び瘢痕形成抑制効果を確認しました。これにより、非臨床POCの獲得を確かなものとししました。なお、このような二重作用(dual action)は既存の製品にはない新規なメカニズムであり、既存製品では奏功しない患者に対して新しい治療法を提供するものと期待しております。

本プロジェクトの進捗状況については、後述の「自社での臨床Proof of Concept(臨床POC)獲得までの開発に向けた取り組み」の項をご参照ください。

c)その他

抗FGF2アプタマーは、軟骨無形成症や加齢黄斑変性症に限らず、FGF2の発現亢進による各種疾患(肺高血圧症、各種の癌など)に対して有効な治療薬となる可能性を秘めております。

当社は、その治療薬としての検証と実現に向けて、肺がん領域に関しては慶應義塾大学医学部と、眼疾患(特に角膜疾患)に関しては順天堂大学医学部の各大学との共同研究を推進しております。

(ニ) RBM006及びその他の自社創薬プロジェクト

RBM006(抗ATXアプタマー)については、特発性肺線維症(IPF)適応での薬効や利便性等の観点から、全身投与に限定せず、経肺投与を想定した開発も進めております。さらに、そのポテンシーの拡大を目指して作用メカニズム的に適用を期待できる強皮症や肝線維症を対象としたデータ取得を引き続き推進しております。

RBM005(抗HMGB1アプタマー)、及びRBM008(抗ペリオスチンアプタマー)については、最新の研究情報などを基にして標的疾患・適応症の評価や新規データの取得に努めております。

なお、RBM004(抗NGFアプタマー)については、ライセンス・アウト先である藤本製薬株式会社において開発が進められております。

(ホ) 新規技術開発・プロジェクト

当社は、アプタマー創薬の迅速化、効率化を進めるため、新たな技術を「RiboARTシステム」に取り入れ、技術力の向上に努めております。その一つとして膜タンパクを標的としたアプタマーの創製技術の開発に取り組

み、東京大学医科学研究所との共同研究の成果としてIcell-SELEX（Isogenic-cell-based SELEX）法の開発に成功し、その概要は仏国の専門学術雑誌「Biochimie」に掲載されました。

かかる新技術の延長線上にGPCR（7回膜貫通型のGタンパク質共役受容体）などの複雑な膜タンパクを標的とする新規アプタマー創製技術の開発があります。

これについて平成28年9月30日に、「GPCRを標的とするRNAアプタマー創薬基盤技術の開発」がAMEDによる創薬基盤推進研究事業に採択され、本助成事業を東京大学医科学研究所と共同で進めております。

さらに、「RiboARTシステム」において基盤となる実験(SELEX法)の過程を核磁気共鳴分光法(NMR法)で簡便に解析することに千葉工業大学と共同で取り組み、これにより標的分子と特異的に結合するアプタマーが取り出しやすくなり、アプタマー医薬品開発の効率化につながる技術開発に成功しました。その概要はSpringer Natureが発行する学術雑誌「Scientific Reports」に掲載されました。

このように日々改良が進められている「RiboArtシステム」を活用して、新規自社製品の拡充をめざし、外部専門家の協力も得て、医療ニーズやアプタマー医薬との適正等の側面から協議を重ね、今後アプタマー創製に取り組むターゲット分子を新たに複数個選定いたしました。これらについては前臨床試験の開始をめざし、アプタマー創製と評価を進めております。

製薬企業との新規アライアンスの締結に向けた取り組み

(イ) 共同研究

新規の共同研究に関しては、当社開発テーマ等に関する論文発表や学会発表等を通じて当社の技術に関する情報発信を積極的に実施しております。これらを通じて、複数の国内製薬企業を対象として、新規共同研究の実現に向けた活動に取り組むとともに、国内及び海外の製薬企業との間で、提携に向けた交渉を継続しております。

当事業年度におけるこれらの活動の具体的成果は、以下のとおりです。

a) アステラス製薬株式会社との共同研究契約の締結

アステラス製薬株式会社との間で、同社が開発を目指す創薬ターゲットに対して、当社の創薬プラットフォーム「RiboARTシステム」を用いて医薬候補アプタマーを創製することを目的とする共同研究契約を平成29年3月21日に締結いたしました。

b) 株式会社イーベックとのRBM101に関する共同研究契約の締結

RBM101（免疫グロブリンIgGのFc領域に結合するRNAアプタマー）に関し、抗体医薬品開発のプロフェッショナルである株式会社イーベックとの間で、平成28年12月5日に革新的な抗体精製技術の実用化に向けた共同研究契約を締結いたしました。当社は、今後、本共同研究において、実施例、データを蓄積し、国内外の大手製薬企業へのライセンス・アウトを含めた事業化を目指してまいります。

(ロ) ライセンス

当社における重点的なライセンス・アウト対象品目はRBM006及びRBM007に該当するアプタマーです。いずれのアプタマーも当事業年度中のライセンス・アウトは実現しませんでした。ライセンス・アウトを目指し次の取り組みを進めてまいりました。

a) RBM006

RBM006に関しては、本プロジェクトに関する研究成果を、世界的な学術誌である「Nature Structural and Molecular Biology」（平成28年5月号に掲載、4月の電子版で速報）に公表し、当社技術や本アプタマーの認知度を高めました。

また、提携候補先とは、当該候補先が求める新規データの取得や整備を行い、これら新規データに基づく提携候補先での評価が継続して進められております。とりわけ、この2～3年で、欧米のメガファーマなどでのATX阻害剤の特許（主に抗体と低分子）の出願公開が増加しており、上記データはこれら競合品との差別化に役立つと考えております。

b) RBM007

RBM007に関しては、前記「各創薬プロジェクトの開発ステージのアップに向けた取り組み」において記載のとおり、新規データの取得や整備を図り、提携候補先との間で、ライセンス・アウトに向けた交渉を継続しております。

ただ、本アプタマーの軟骨無形成症及び加齢黄斑変性症への適応については、自社での臨床POCの獲得を目指して開発業務を積極的に進めていることから、当面、両疾患はライセンス対象の適応症から除いております。

しかし、かかる方針に拘泥せず、状況によっては臨床POC獲得までの自社での臨床開発を伴うライセンス形態など、柔軟な対応を視野に入れて提携交渉を進めてまいります。

本アプタマーはFGF2の作用を阻害するものですが、その受容体がチロシンキナーゼ活性を持つために、アプタマーの効果はチロシンキナーゼ阻害剤の作用と部分的に共通するところがあります。近年、チロシンキナーゼ阻害剤の開発競争は激化しており、それらの特許出願の件数が増加する傾向にあります。しかし、これらのチロシンキナーゼ阻害剤は4種類あるFGF受容体のすべてを阻害するために、意図しない副作用（off-target）をもたらすリスクが否めません。その点、本アプタマーはFGF2に対して厳格に特異的であるため、チロシンキナーゼ阻害剤に比較して、より特異的で安全性も高いと考えております。

現時点では本アプタマーを超える、あるいは本アプタマーよりも開発の進んだFGF2阻害剤は見当たりませんが、ライセンスに際してはチロシンキナーゼ阻害剤のような競合開発品との比較や差別化のデータを求められることが多く、「各創薬プロジェクトの開発ステージのアップに向けた取り組み（ハ）RBM007（抗FGF2アプタマー）」の項に記載の新規データがこれらに役立つと考えております。

c) RBM101

RBM101（抗体等精製用IgGアプタマー）に関し、試験研究用途については大学や企業の研究機関での評価、検討が行われております。また、工業的な利用については欧米の製薬企業においてアライアンスのための製品（サンプル）評価が進められております。こうした活動の成果として、当事業年度において前述のとおり株式会社イーベックとの共同研究契約の締結を実現いたしました。

（ハ） 知的財産

当社が創薬品目を製薬企業にライセンス・アウトするためには、開発品に関する知的財産、特に特許の取得は不可欠です。当社においては、開発候補品であるアプタマーについて、配列の類似品を含めて、広く物質特許として権利化するよう努めております。

当事業年度においては、主に以下の実績がありました。

特許の取得・登録（査定を含む）

- ・RBM004に関し、日本及び米国での特許取得
- ・RBM001に関し、米国での特許取得

自社での臨床Proof of Concept（臨床POC）獲得までの開発に向けた取り組み

自社創薬テーマに関する当社のビジネス・モデルは、前臨床段階まで開発が進んだ段階で、他の製薬企業にライセンス・アウトすることです。この基本方針は堅持しつつも、研究開発型の製薬企業へと発展するためには、可能な範囲で自社での臨床試験を実施することが不可欠だと考えております。

また、自社で臨床POCを確保した製品については、前臨床段階でのライセンス・アウトに比較して、格段に有利な経済条件で製薬企業にライセンス・アウトが可能となり、当社の経営基盤の安定化に大きく役立ちます。

従って、長期的な成長戦略の一環として、現時点での当社の経営資源（開発パイプライン、人材、資金等）を勘案し、自社創製品の中から、自社での臨床試験に最適な品目として、RBM007による加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症での開発を選定し、この開発を実施する化合物に化合物番号「RBM-007」を付与いたしました。

（イ） 選定理由

a) 加齢黄斑変性症

加齢黄斑変性症は、既存薬では病気の進行が最終的に抑制できない Unmet Medical Needs の疾患で、新規作用機序の薬剤の開発が求められています。

RBM-007による加齢黄斑変性症の治療においては、薬剤を眼球内（硝子体）に注射するため、投与薬剤量が少なく済み、また大半の薬剤が眼球内に留まるため、コスト的にも安全性においても、当社による開発に適していると考えております。

これまで開発されてきた既存の加齢黄斑変性症治療薬である抗VEGF薬では効果が十分に得られていない原因の一つとして癒痕化が挙げられています。RBM-007は血管新生の抑制作用のみならず、癒痕化の抑制という作用を合わせ持つため、既存薬にはない新規作用機序によって、競争力のある新薬となりうるものと考えております。

b) 軟骨無形成症

軟骨無形成症は、新生児約25,000人に対して1人の発生率の希少疾患で、有効な治療薬が存在せず、Unmet Medical Needs の疾患となっており、新規な薬剤の開発が求められています。

RBM-007は、軟骨無形成症に対する非臨床POCを確立しており、Unmet Medical Needs に応える新薬となりうるものと期待しております。また、本疾患が希少疾患であることから、当社は、現在受領しているAMEDによる補助金に引き続き、AMEDなどによる希少疾患を対象とした公的支援制度の活用を視野に入れ開発を進めてまいります。

（ロ） 開発スケジュール

a) 加齢黄斑変性症

平成30年3月期中における米国食品医薬品局(米国FDA)への治験計画届出に向けた準備を進めております。その一環として、当事業年度は、GLP適合非臨床安全性・毒性試験の実施、及び治験用製剤（「治験薬」）の検討及びその製造に必要な原薬（核酸）合成の達成を重点目標としておりましたが、当初の計画通り順調に推移しGMPに準拠した原薬の製造を完了いたしました。

これと並行し、GLP適合非臨床安全性・毒性試験の実施のための契約、治験薬の製造委託先、後述するメディカルエキスパートの選定を進め、これを完了いたしました。

平成29年4月以降において、GLP適合非臨床安全性・毒性試験を順次開始するとともに、治験薬の設計及び製造検討を行ってまいります。

これらに加えて、治験受託会社（CRO）の選定、及び関連する薬事規制に対応した体制の構築を精力的に進めております。

b) 軟骨無形成症

平成31年3月期中における独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）への治験計画届出に向けた準備を進めております。具体的には、薬理作用の更なる検証、日本での治験実施に向けた治験受託会社（CRO）の選定、及び治験を実施するためのGCP体制の構築を精力的に進めております。

（ハ） 推進体制

平成28年6月29日開催の定時株主総会において、製薬企業の取締役としての実務経験を持ち、臨床開発についての豊富な経験と見識を有する社外取締役を1名新たに選任いたしました。加えて、平成28年7月1日付で研究開発本部の下に臨床開発部を新設し、同部を中心に外部機関の協力も得て、治験実施に向けた研究開発の推進と、治験実施体制の構築を進めております。この一環として、平成29年5月に網膜及び硝子体の疾患に関するキー・オピニオン・リーダーであり、カリフォルニア大学サンフランシスコ校（UCSF）メディカルセンター眼科の医師であるRobert B. Bhisitkul教授と、メディカルエキスパートの委嘱に関する契約（Medical Expert Agreement）を締結し、加齢黄斑変性症に関する米国での臨床試験に関して、メディカルエキスパートの立場から、臨床試験計画の策定、試験実施に際しての各種調整、試験結果の評価等の業務を実施いただくこととなりました。

（ニ） 開発コスト

治験を開始するのは平成31年3月期以降であり、現在は、具体的な治験の進め方等について、検討していません。

平成29年3月期においては、主にGLP適合非臨床安全性・毒性試験及び治験薬の設計及び製造に使用するための原薬の製造費用を計上しております。また、平成30年3月期においてはGLP適合非臨床安全性・毒性試験実施費用、及び治験薬の設計及び製造に関する委託費用が主要なものとなっており、これらを含め、現時点で想定される必要経費については、既に事業計画に織り込んでおります。

なお、創薬パイプラインのうち、前臨床試験に進んでいる主要なプロジェクトは以下のとおりです。

・医薬品開発

研究開発形態	製品コード	標的名	開発中の適応症	基礎・探索研究	前臨床試験			臨床試験	備考 (追加可能な適応疾患)
					in vitro / in vivo 試験	予備毒性試験	GLP試験	第1相	
大塚製薬へライセンス・アウト	RBM001 ※1	Midkine	非開示						
自社開発	RBM002 ※2	非開示	血液疾患						大塚製薬から権利譲渡
自社開発	RBM003 ※2	非開示	線維症						
藤本製薬へライセンス・アウト	RBM004	NGF	疼痛						
自社開発	RBM005	HMGB1	敗血症						(循環器疾患 他)
自社開発	RBM006	Autotaxin	線維症 (臓器・組織)						ライセンス活動中 (疼痛 他)
自社開発	RBM007	FGF2	加齢黄斑変性症						(骨疾患、癌、リウマチ 他) 化合物番号「RBM-007」 AMED事業採択
			軟骨無形成症						
			癌性疼痛						
自社開発	RBM008	Periostin	糖尿病性網膜症						(アトピー性皮膚炎 他)

※1：RBM001に関しては、平成29年5月8日に、大塚製薬株式会社との間でライセンス契約を締結いたしました。具体的な適応症については、大塚製薬株式会社での今後の開発方針によるため非開示としております。

※2：RBM002及びRBM003に関しては、平成29年5月8日に、大塚製薬株式会社との間で共同研究の終了に伴う覚書を締結し自社開発品目としております。標的名については、大塚製薬株式会社との共同研究契約により非開示となっておりますが、終了に伴う覚書が締結されましたので、今後開示を進める予定です。

・新規用途開発

研究開発形態	製品コード	標的名	用途	基礎・探索研究	実用化加工	実用化評価	ライセンスアウト等	備考
自社開発	RBM101	IgG	抗体・免疫グロブリン分離剤					IgG・Fc融合タンパク質精製

これらの結果、当事業年度において、共同研究収入等による事業収益は93百万円（前事業年度比23.1%減）、事業費用として研究開発費は610百万円、販売費及び一般管理費は269百万円計上し、営業損失は785百万円（前事業年度は532百万円の営業損失）となりました。

また、営業外収益として、AMED等の支援事業による助成金収入119百万円、為替相場の変動に伴う為替差益6百万円を計上したこと等により、経常損失は658百万円（前事業年度は322百万円の経常損失）となりました。また、投資先の株式の売却益13百万円を特別利益に計上したため、当期純損失は646百万円（前事業年度は323百万円の当期純損失）となりました。

②今後の見通し

当社は、アプタマー創薬技術のプラットフォームである「RiboART システム」をベースとして、新規のアプタマー医薬の開発に取り組んでおります。

当社の基本方針は、自社で創製した開発候補アプタマーを製薬企業にライセンス・アウトし、そのライセンス収入を見込む「自社創薬」と、安定的な共同研究収入を一定期間期待できる製薬企業との「共同研究」の二つをバランス良く組合せ、持続的な収益向上を図ることです。しかしながら、創薬品目のライセンス・アウトや、共同研究のステージアップ、新規共同研究契約の締結の何れについても当社の主導ではなく、相手先企業の主導で進められることとなります。このため、新規契約締結の時期、対価やその支払条件等は、当社の計画と大きく異なる可能性があり、不確定要素を完全に払拭することが難しいと考えております。

こうした点を考慮し保守的な観点から、仮に新規契約による事業収益が年度内に見込めなかった場合の、当社が現時点で想定する下限の数値を平成30年3月期の業績予想として開示しております。

当社としては、当然のことながら、この数値を目標とするのではなく、当社の基本方針である自社創薬と共同研究の二つをバランス良く組み合わせ、持続的な収益向上を図るため、創薬品目のライセンス・アウト、共同研究のステージアップ、新規共同研究契約の締結を追求し、それらの実現により達成する業績を目指すべき業績として、その実現に向けた活動を展開してまいります。

(事業収益)

当社は、ライセンス・アウト等提携候補品として定めるRBM006、RBM007、RBM101を中心に順次ライセンス・アウトを実現させる方針であります。しかしながら、前述のとおりライセンス・アウトの合意時期、対価の額等については不確定要素を完全に払拭することが難しいことから、上記各プロジェクトのライセンス収入については、本業績予想には含めておりません。具体的には、当社が現時点で締結している製薬企業との共同研究契約に基づく共同研究収入、及び当事業年度にライセンス・アウトしたRBM001に係るライセンス収入を、事業収益として見込んでおります。

これにより、当社は平成30年3月期の事業収益の下限として65百万円を見込んでおります。

(事業費用)

事業費用は、研究開発費と販売費及び一般管理費とに分け、各費用における過去の実績金額を勘案しつつ、今後の研究開発の拡大・進捗計画等に基づいて見積もっております。なお、平成30年3月期においては、AMEDの支援事業を活用したRBM007に関するGLP適合非臨床安全性・毒性試験費用及び治験薬の製造費用を計上するとともに、その他のパイプラインの進捗のための研究開発費用を見込んでおります。

(営業利益)

営業利益は、事業収益から事業費用を差し引き、△1,002百万円を見込んでおります。

(営業外収益・費用)

営業外収益は、主にAMEDの支援事業による助成金収入を見積もっており、営業外費用につきましては、特筆すべき費用は見込んでおりません。

(経常利益)

経常利益は、営業利益から営業外収益・費用を加減算し、△873百万円を見込んでおります。

(当期純利益)

当期純利益は、経常利益から法人税、住民税及び事業税を差し引き、△875百万円を見込んでおります。

(2) 当期の財政状態の概況

①資産、負債及び純資産の状況

(イ) 資産の部

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べて687百万円減少し、2,495百万円となりました。これは、研究開発への投資を行ったこと等により有価証券が599百万円、現金及び預金が76百万円減少したこと等によるものです。なお、当事業年度末において保有している有価証券は、保有する資金を、研究開発への充当期間まで、適切な格付けを得た安全性の高い金融商品で運用することを目的としたものです。

(ロ) 負債の部

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べて87百万円減少し、57百万円となりました。これは、未払法人税等が6百万円、未払金が5百万円増加した一方で、事業収益への振替を行ったことにより前受金が99百万円減少したこと等によるものです。

(ハ) 純資産の部

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて600百万円減少し、2,438百万円となりました。これは、新株予約権の一部について権利が行使されたことにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ21百万円増加した一方で、当事業年度において当期純損失646百万円を計上したことにより、繰越利益剰余金が同額減少したこと等によるものです。

以上の結果、自己資本比率は、前事業年度末から2.2ポイント増加し、97.7%となっております。

②キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比較し66百万円減少し、382百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は706百万円（前事業年度は324百万円の支出）となりました。主な資金増加要因は、減価償却費35百万円によるものです。一方で主な資金減少要因は、税引前当期純損失645百万円、共同研究収入に係る前受金の減少額99百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は594百万円（前事業年度は1,362百万円の支出）となりました。主な資金増加要因は、有価証券の純減少額599百万円、定期預金の払戻による収入2,614百万円によるものです。一方で主な資金減少要因は、定期預金の預入による支出2,604百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は45百万円（前事業年度は98百万円の収入）となりました。主な資金増加要因は、新株予約権の一部について権利が行使されたことに伴う株式の発行による収入42百万円によるものです。

（3）利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当

当社は設立以来配当を実施していません。また、当面は内部留保の充実に努め、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

しかしながら、株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当及び剰余金配当を検討する所存であります。

（４）事業等のリスク

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資家の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項記載の将来に関する事項は、本資料発表日現在において当社が判断したものであります。

① 創薬・医薬品開発事業全般に関する事項

当社は、医薬品開発における初期段階（探索研究及び前臨床試験）での研究開発を中心とした創薬事業を主たる事業としております。本分野は、国際的な巨大企業を含む国内外の多数の企業や研究機関等が競い合っています。また、研究開発から製造販売のための承認・許可の取得、上市に至る過程において様々な薬事規制に従い、しかも長期間にわたって多額の資金を投入する必要があります。この創薬事業は下記のとおり不確実性及びリスクを伴うものであります。

（イ） 医薬品開発の不確実性について

一つの開発候補化合物が医薬品として承認され上市に至るまでには、ヒトでの臨床試験を含む様々な試験によって有効性・安全性が確認されるのみならず、製造・販売に至るまでに様々な関門があり、その全てをクリアする必要があります。

開発過程の各段階において、開発続行の可否を判断する際、中止の決定を行うことは稀なことではありません。このような成功の不確実性は、自社で開発した場合も、あるいは製薬企業にライセンス・アウトした場合においても、避けては通れないものです。このリスクを低減・分散するため、当社は以下の基本的な対応をとっております。

- ・一つのターゲット（ターゲットタンパク質）に結合するアプタマーについて、有力なものが得られても、幾つかのバック・アップ品を準備することによって、プロジェクトの持続を図る。
- ・互いに独立した複数の開発パイプラインを保有する。

これらによって、一つの開発候補化合物について開発途上で何らかの障害が発生した場合でも、それに伴う事業遂行上のリスクやロスを最小限に留めるよう努めております。

しかしながら、当社のような規模の創薬企業にとって、自社創薬か共同研究かを問わず、開発パイプラインから品目が脱落する影響は大きく、その場合には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

（ロ） 治験の実施について

当社は、RBM-007（抗FGF2アプタマー）について加齢黄斑変性症を対象とした治験計画届出を平成30年3月期に米国FDAに、軟骨無形成症を対象とした治験計画届出を平成31年3月期にPMDAに行い臨床開発を進める予定ですが、有効性及び安全性の評価に関し規制当局からの承認が必要とされ、有効性及び安全性に良い評価が得られなかった場合、外部環境の変化等で事業性の喪失が懸念された場合などには、次の臨床開発段階への進捗が遅れる可能性や、臨床開発自体を終了・中止せざるを得ない状況になる可能性があります。

当社は、このような不確実性を低減するために、開発ターゲットの疾患領域に精通する医師（キー・オピニオン・リーダー）、非臨床試験・臨床試験・CMC（Chemistry, Manufacturing and Control：原薬及び治験薬の開発）・薬事それぞれに精通する外部専門家（コンサルタント）、並びに規制当局との事前相談を通じた情報収集に基づき試験を設計し実施してまいります。

しかしながら、予めすべての要因を想定することは極めて困難であり、臨床開発の大幅な遅れや中止の可能性、規制当局から追加の試験を求められるなどの事態が発生する可能性があります。このような事象が発生した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

（ハ） 収益の不確実性について

通常、医薬品（開発途上の製品を含む）のライセンスにおいては、契約締結に伴う契約一時金、開発途上におけるマイルストーン収入及び製品上市後のロイヤルティーの受領を予定しています。

しかし、契約を成立させるためには、ライセンシー（ライセンスを受ける相手先）の評価をクリアする一定の条件（有効性等に関する信頼できる試験データ、特許の存在、競合品との優位性の根拠資料等）を有した医薬候補品を創製する必要があり、また、マイルストーン収入を獲得するためには、ライセンシーによって開発が順調に進み、一定の段階をクリアすることが必要であり、さらにロイヤルティーを得るには、許認可当局からの承認の取得、製造及び販売の全ての段階において成功を収めることが必要であります。

当社は比較的早期の段階の研究開発を基本としているため、その後の開発進捗の不確実性が比較的高い可能性があり、当社及びライセンサーが前述の一連の活動において成功しない、あるいは、製品化（製品の承認取得、製造販売）に成功したとしても、薬価や市場性の問題等から、当該製品に関する事業活動を継続するために必要な採算性を確保する十分な収益を得ることができない可能性があります。

当社は、上記開発プロジェクトの適応疾患の選定及び共同研究やライセンス契約等の提携契約の締結に際して、競合品となる可能性のある既存の医薬品の市場規模等をもとに市場性や採算性を検討しておりますが、万一この判断が誤っていた場合、あるいはこの判断の基礎となる状況に変化が発生した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 遵守すべき法的規制等及び医療保険制度等の不確実性について

当社が参画する医薬品業界は、各国における事業規制法及び医療保険制度、その他関係法令等により、様々な規制を受けております。すなわち新規医薬品を製造発売するに当たっては、対象となる全ての国で当該国が定める薬事関連法規に従って一定の基準の下で承認や許可を受ける必要があります。また臨床試験の開始などについても、多くの国で厳しい薬事規制が設けられています。

当社の事業計画は現行の医薬品に関する日本など先進国での承認基準や薬事規制を前提として策定されておりますが、これらの基準及び規制は科学技術の発展に伴って、適時、改定されています。

長期間を要する新薬開発においては、その間にこれらの基準や規制、制度、価格設定動向等が大きく変動する可能性はないとは言えず、また、薬事に関する法的規制等及び医療保険制度等に変更等が生じた場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 開発品目に関する潜在的な競合について

当社の潜在的な競合相手は、国内外の大手製薬企業、バイオ関連企業、大学、その他の研究機関等多岐にわたります。

アプタマー創薬を行っている企業は、現時点では当社やドイツのNOXXON社が代表的な会社であり、この分野で公開されている各社の開発ターゲット（開発品目）を見る限り、競合はほとんどありません。

しかし、アプタマー医薬は抗体医薬と類似した作用メカニズムや投与方法などから、ターゲット疾患によっては抗体医薬との開発競争や市場での競合が起こりえます。それら競合相手の中には、マーケティング力、財務状況等について当社やその提携先より優位にある企業が多数あり、当社開発品と競合する製品（特に抗体医薬）を効率よく開発し、生産及び販売する可能性があります。

したがって、許認可当局によって当社の製品候補の販売承認が得られた場合であっても、これら競合相手との競争が生じた場合、また、核酸医薬、特にアプタマー医薬のポテンシーや将来性が大手製薬企業に認識され、参入企業が増加し競争が激化する場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 賠償問題発生リスクについて

医薬品の臨床試験を実施する際には、薬剤の副作用などに伴う健康被害に対する賠償問題が発生するリスクを伴います。これに関し、治験薬保険などの保険への加入によって、こうした事態が発生した場合の財政的負担を最小限にする対応を図ってまいります。

また、医薬品の製造及び販売に伴う副作用等での健康被害に対し、製造物責任により賠償を負うケースが発生する可能性があります。

開発段階での候補品のライセンス・アウトを予定している当社の事業形態からは、販売後の医薬品が引き起こす健康被害による製造物責任を当社が負う可能性は極めて低いものです。しかし、開発に関与した者として何らかの責任を追及され、ライセンサーから賠償金を請求される可能性は皆無とは言えず、このような場合等には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ト) 技術革新について

当社は「RiboARTシステム」というアプタマー創薬に関する基盤技術を保有しており、あらゆるターゲットに対応したアプタマー医薬の開発を可能にしているという点で優位性を有していると認識しております。医薬品産業においては技術革新が活発であり、当社が認識している優位性を維持し続けるためには、これまでに培った「RiboARTシステム」のさらなる発展、向上を図るだけでなく、新規技術の開発に鋭意取り組む必要があります。

しかしながら、当社の計画どおりに研究開発が進捗しない場合や急激な技術革新等により新技術への対応に遅れが生じた場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

② 当社事業遂行上の事項

(イ) アプタマー創薬について

当社の創薬対象であるアプタマー医薬は、これまで医薬品として用いられてきた低分子医薬品、ワクチン、抗体医薬品に次ぐ新しいカテゴリーである核酸医薬品に属するものです。

核酸医薬品は開発の歴史が浅く、現在までに3品目が上市されただけで、多くは開発途上にあります。このため、製品の効果や安全性、製造方法及び製造コストなどにつき十分な経験、実績が確立されているとは言えず、予期せぬ副作用や製造上の問題又は課題が発生する可能性があり、このような場合等には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はアプタマー創薬の基盤技術であるSELEX法に関する特許の使用許諾を米国・アルケミックス社より受けていましたが、当該特許は、日本及びヨーロッパにおいて平成23年6月、米国において平成26年9月に失効しました。これに伴い、当社はアルケミックス社との契約を終結させ、自由にSELEX法を実施できる環境となりました。

しかし、同時に、こうした状況下では大手製薬企業等によるアプタマー創薬への新規参入が想定されます。その場合には、わが国で先駆的にアプタマー創薬に着手してきた当社の研究者の引き抜きや流出に加えて、限られた原薬製造設備の争奪が生じる可能性もあります。

当社としては、将来のこうした状況に備えて、独自の「RiboARTシステム」の開発、知財の取得、ノウハウの蓄積に鋭意努力すると同時に、研究員のリテンションのための施策を講じ、また、アプタマー原薬の製造会社との良好な取引関係の推進や、核酸科学やアプタマーの研究者・研究機関とのネットワークの維持等の対応を行っております。しかし、アプタマー創薬への新規参入企業が増加する場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 特定の提携契約に依存した事業計画について

当社は、現時点で、特定の製薬企業との限られた少数の共同研究契約及びライセンス契約を主軸とする事業計画を有しております。

しかしながらこのような提携契約は、相手先企業の経営環境の極端な悪化や経営方針の変更など、当社がコントロールし得ない何らかの事情により、期間満了前に終了する可能性及び当社の想定と異なる事態が生じる可能性があります。

このような事態が発生した場合には、他の製薬企業との新たな提携等により当社事業計画への影響を最小限に食い止める所存ではありますが、これが適時に実現できる保証はなく、このため当社の希望どおりの事業活動ができず、若しくは制約を受け、その結果、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社が現時点で有している主な提携契約としては、大正製薬株式会社との共同研究契約及びアステラス製薬株式会社との共同研究契約並びに藤本製薬株式会社と平成26年4月に締結したRBM004(抗NGFアプタマー)に関するライセンス契約、大塚製薬株式会社と平成29年5月に締結したRBM001(抗MKアプタマー)に関するライセンス契約があります。これらを含め、当社の事業展開上、重要と思われる契約の概要は「2. 経営方針 (5) その他、会社の経営上重要な事項」に記載しておりますが、当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合若しくは当社にとって不利な改定が行われた場合、又は契約の相手方の財務状況が悪化したり、経営方針が変更されたりした場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このうちライセンス契約によるライセンス・アウト後の収入については、所定条件の達成による収益であることから、ライセンス・アウト後の開発の進捗状況によっては予定された収益の計上時期が遅れたり、それが得られない等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、「2. 経営方針 (5) その他、会社の経営上重要な事項」に記載した契約の中には、一定の解除事由を定めているものがあります。

(ハ) 新規パイプライン創出について

当社は、今後も新規医薬品の候補アプタマーを自社あるいはアカデミアとの連携を通じて創出し、自社創薬品目あるいは共同研究品目の候補としていくことを基本戦略としております。

この戦略を確実に推進するため、製薬企業との情報交換による需要の発掘やアカデミアとの産学連携等により、Unmet Medical Needsを満たす新規パイプラインの選定・獲得・創出の可能性を高める努力を続けております。

また、国内外の製薬企業との情報ネットワークを活用して需要のある候補ターゲットを早期に探知し、新規パイプラインの可能性を追求してまいります。

しかしながら、現在すでに開発途中にあるもの以外の候補アプタマーを、適宜、創出できる保証が100%あるとは言えず、そのような場合には、当社の事業計画の変更を余儀なくされる等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 会社組織に関する事項

(イ) 小規模組織であることについて

当社の人員は、本資料発表日現在、役員8名（取締役5名、監査役3名）、従業員21名と小規模であります。当社の研究開発活動については、比較的少人数による体制（取締役1名、従業員15名）を敷いておりますが、研究開発段階における提携関係と業務受託企業の積極活用により、既存パイプラインの開発並びに新規薬剤候補化合物の探索を推進しております。今後は、既存パイプラインの開発推進及び新規薬剤候補化合物のパイプライン化に伴い、さらなる研究開発人員の増加を計画しております。

また、管理部門（内部監査室を含む）の人員は本資料発表日現在で7名（取締役1名、従業員6名）であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大に伴い、管理部門につきましても増員を図る方針であります。

しかしながら、計画通りの人員の確保ができない場合、あるいは既存人員の流出が生じた場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 特定人物への依存について

当社はこれまで、創業者で当社の競争力の源となっている「RiboARTシステム」の創出者であり、多くの社有特許の発明者でもある東京大学医科学研究所教授であった中村義一（現 当社代表取締役社長、東京大学名誉教授）を中心として、基礎研究・研究開発をはじめとする事業の全般を推進してまいりました。当社設立は、同氏の研究成果の事業化を目的とするものであり、また、現在の当社と東京大学との共同研究においても中心となっていることから、当社の研究開発活動において重要な位置付けを有しており、その依存度は極めて高いと考えられます。

当社は、今後においても代表取締役としての同氏の会社経営の執行が必要不可欠であると考えており、何らかの理由により同氏の会社経営の執行が困難となった場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 研究開発に関する一部外部委託について

当社は、広く社外にも専門的な意見を求め、さらに機動的な事業運営を図るため、主に以下に掲げる研究開発項目の一部について、外部機関に業務委託を行っております。

- ・原薬（前臨床試験用及び臨床試験用の各種アプタマー）、治験薬の製造業務
- ・前臨床試験の実施

特に、原薬製造元との製造委託取引は今後も継続していく方針であり、また代替先も確保しておりますが、自然災害や所在国における不測の事態等により、当該製造元から安定的な原薬供給が受けられなくなり、かつ速やかに代替先への移行が行われなかった場合、当社の研究開発の推進に支障をきたし、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、上記以外の業務の委託についても、当社にとって不利な契約改訂が行われた場合又は予期せぬ事情により契約が終了した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、今後の事業の拡大に合わせて上記以外の業務についても、機動的な事業運営を図るため、外部機関に業務委託を行ってまいります。速やかに適切な業務委託先が確保出来なかった場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 自然災害について

当社は、事業活動の中心となる研究設備や人員が本社周辺に集中しており、地理的なリスク分散ができておりません。この地域において地震等の大規模な災害が発生した場合には、設備等の損壊、事業活動の停滞等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 大学等との共同研究について

当社は東京大学を含め、複数の大学等公的機関と共同研究を実施してまいりました。今後もこれらの共同研究を継続していく考えであります。

東京大学医科学研究所には社会連携講座（「RNA医科学」社会連携研究部門）を設置し共同研究を実施しており、その下で同研究所の施設（実験区画、動物試験施設等）や各種のインフラの利用が可能となっております。当社の研究推進に大きく寄与しております。

しかしながら、法令改正等、何らかの事情により東京大学の社会連携講座が大学において継続されず、又は共同研究契約が解消された場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 大株主に関する事項

平成29年3月31日時点で大塚製薬株式会社は当社発行済株式総数の30.10%（4,000,000株）を保有しておりますが、重要性の観点から非持分法適用会社となっております。また、大塚製薬株式会社は大株主ではありますが、当社の経営的支配を目的として出資をしていないため、当社の経営判断等に関して影響力を行使するなどの制約を当社に与えておりません。

また、大塚製薬株式会社とはライセンス契約が締結されております。当社はライセンス品目の事業化に向け、大塚製薬株式会社との協力関係を維持してまいりますが、将来において大塚製薬株式会社の経営方針やグループ戦略が変更され、協力関係が解消された場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 大塚製薬株式会社との取引関係

大塚製薬株式会社との間において、平成29年3月期における取引はありません。

(ロ) 大塚製薬株式会社とのその他特別な関係

大塚製薬株式会社との間において特別な関係はありません。

⑤ 知的財産権に関する事項

(イ) 特許の状況について

当社の出願中の各特許については、特許出願時に特許性等に関する調査を行ってはおりますが、全ての特許出願について特許査定が受けられるとは限りません。開発品をカバーする出願中の特許が成立しなかったり、カバーする範囲が狭い場合、ライセンス・アウトができず、又は出来たとしても低額な対価しか得られず、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。また、特許が成立した場合にも、これらの権利を維持していくための費用が今後当社の負担になる可能性もあります。

さらに、医薬品業界においては、日々熾烈な新薬の開発競争が世界的に繰り広げられており、他社において優れた発明が行われる可能性は常に存在し、当社の特許が成立し、当社技術を保護できた場合においても、他社の特許や技術により、当社の特許が淘汰又は無力化される可能性は否定できません。

なお、本項に記載した事項については、現在、当社が開発中のプロジェクトに関して、その実施に支障若しくは支障の発生を懸念される事項は、調査した限りにおいて、存在しておりません。

(ロ) 訴訟及びクレームについて

当社においては、その事業が第三者の特許権等に抵触することを未然に防止するため、事業の着手及びその過程において、特許事務所や専門家による特許調査を適宜実施しており、現時点において第三者特許への抵触の可能性は低いものと認識しております。

また、本資料発表日現在において、当社の事業に関する特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟及びクレームが発生している事実はありません。

しかしながら、当社のような創業を事業とする研究開発型の企業にとって、事業に対する差止請求、損害賠償請求、実施料請求等の知的財産権侵害問題の可能性を完全に排除することは困難であります。万が一、当社が第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、案件によっては解決に時間及び多大の費用を要する可能性があります。特に第三者の特許権等を侵害して事業を行っていた場合、当該第三者から差止請求権や損害賠償請求権を行使されたり、高額な実施料の請求等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 特許の確保について

当社は、事業に必要となる職務発明につき、その発明者である役員・従業員等から特許を受ける権利を譲り受けた場合、当社は発明者に対して特許法第35条第3項に定める「金銭その他の経済上の利益（相当の利益）」を与えなければなりません。当社は社内に周知された規程に則り、発明者の認定及び金銭の支払を実施しているため、これまでに金銭の額等について発明者との間で問題が生じたことはありませんが、その可能性を将来にわたり完全に排除することはできません。紛争が生じた場合や、発明者に追加の対価を支払わなければならない場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 情報管理について

当社の事業において、研究若しくは開発途上の知見、技術、ノウハウ等は非常に重要な機密情報であります。その流出リスクを低減するため、当社は、役職員、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するなど、厳重な情報管理に努めております。

しかしながら、役職員、取引先等によりこれが遵守されなかった場合には、重要な機密情報が漏洩する可能性があります、このような場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 経営成績に関する事項

(イ) 過年度における業績推移について

当社の主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
事業収益 (千円)	168,613	151,220	479,871	121,911	93,773
営業利益又は営業損失(△) (千円)	△411,056	△414,475	6,180	△532,389	△785,903
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△275,299	△210,881	13,195	△322,103	△658,864
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△153,240	△162,525	134,584	△324,703	△706,894

当社は、平成15年8月に設立された業歴の浅い企業であります。したがって、今後当社が継続的な成長や、経常的な営業キャッシュ・フローを獲得できるか等を予測する客観的な判断材料としては、過年度の経営成績だけでは、不十分な面があると考えられます。

(ロ) マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は、医薬品の研究開発を事業とするベンチャー企業であり、製薬企業との共同研究や開発品の製薬企業へのライセンス・アウトにより収益を得ることを事業の中核としております。医薬品の研究開発では当初から多額の資金が必要になる反面、安定的な収益の計上にいたるまでには相当な期間を要し、当初は期間損益がマイナスになるのが一般的な傾向です。平成27年3月期を除き、創業以来、平成29年3月期まで当期純損失を計上してまいりました。当社は既にライセンス・アウトしたパイプラインに続く、後続のパイプラインのライセンス・アウトや新規共同研究契約の獲得を推し進めてまいりますが、将来においてこれらの施策が計画通りに進展しない場合、予定した当期純利益を計上できず、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が遅れる可能性があります。

(ハ) 資金調達について

当社は、研究開発型企業として多額の研究開発資金を必要といたします。事業計画が計画通りに進展しない等の理由から資金不足が生じた場合には、提携内容の変更、新規提携契約の獲得、新株発行等の方法により資金需要に対応してまいります。しかし必要なタイミングで資金を確保できなかった場合には、当社プロジェクトの推進や事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

また、今後において、さらなる事業拡大等のための資金調達の方法として新株や新株予約権付社債などを発行する可能性があります。新株発行の結果、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

⑦ 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化に関する事項

当社は、優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、旧商法第280条ノ19、第280条ノ20、第280条ノ21及び第280条ノ27の規定、並びに、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役、従業員及び社外協力者に対して付与いたしました。これらの潜在株式の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを必要に応じて実施することを検討いたします。したがって今後付与される新株予約権の行使が行われた場合にも同様に、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

2. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、RNA（リボ核酸）を成分とする医薬品（「アプタマー医薬」）の開発を通じて、「Unmet Medical Needs に応える」、「日本の創薬力を復活させる」、「産学連携を推進しアカデミアの研究成果を社会へ還元する」を創業理念に掲げ、その実現のために、当社のプラットフォーム技術である「RiboARTシステム」を活用した研究開発を推進しております。

当社は、アプタマー医薬の開発を通じて社会に貢献することにより、企業価値の最大化に努めてまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、収益がライセンス・アウトなどの成果に委ねられるという事業特性からROEやROAなどを目標とする経営指標は設けておりませんが、持続的な企業成長のためには継続的かつ安定的な収益の確保が最優先課題と認識しており、研究開発活動の一層の充実を図りながら、収益基盤の安定化に努めてまいります。

このため、創業以来着実に共同研究や自社パイプラインの拡大とそのステップアップを実現してまいりましたが、更にこれを押し進め、新薬候補品を速やかに製薬企業へライセンス・アウトすることで収益力を高め、会社業績の安定化と収益の確保を図ってまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

一般に、医薬品事業は一つの製品を創出し上市するまで莫大な費用と年数を要します。このような中、当社はアプタマーの医薬品としての研究開発を行い、ライセンス・アウトした時に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤルティー及び共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。

当社の事業の特徴は一般的な創薬ベンチャーに比べて、比較的早期の研究開発段階においてライセンス・アウトを実施することにあります。これはプラットフォーム型のベンチャーであるため、領域に係わらず開発早期から共同研究や自社パイプラインを拡充することにより達成できるもので、国内では他に類を見ない事業モデルです。

当社は、共同研究や自社パイプラインの研究開発を推進するとともに、製薬企業との協力関係構築の一層の強化を図りながら、継続的なライセンス・アウトを実施することで収益規模の拡大とその安定化に努めてまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした時に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤルティー及び共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、「リボミック・アプタマーの自社臨床試験の実施とPOC取得」、「海外メガファーマとの複数アライアンスの締結」、「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を掲げております。この、経営課題の実現に向けて以下について、特に重点的に取り組んでおります。

①：各創薬プロジェクトの開発ステージのアップとこれを支える新規技術開発

・自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

・新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技术の開発、次世代シークエンサーとコンピュータ科学を利用したアプタマー探索の人工知能技術の開発、アゴニスト・アプタマー（受容体作動薬）や細胞内への取り込み可能なアプタマー、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマーなどの創製に繋がる技術を目指し、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

②：製薬企業との新規アライアンスの締結

・ライセンス活動の推進

ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。

・共同研究の推進

大手製薬企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手製薬企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携に努めてまいります。

③：自社での臨床Proof of Concept（臨床POC）獲得に向けた開発推進

・自社臨床試験に向けての準備

当社は、将来において当社が大きく飛躍するためには、自社で臨床試験を実施することが必要であると考えております。具体的には、RBM007による加齢黄斑変性症を対象とした治験計画届出を平成30年3月期に米国FDAに、軟骨無形成症を対象とした治験計画届出を平成31年3月期にPMDA(米国FDAに相当する日本の審査機関)に行い、臨床POC獲得までの臨床開発を進めてまいります。これに向けて社内は当然のことながら、外部委託機関の有効活用や国内外の医学専門家の協力を得て推進するとともに、これらの進捗管理を図りスケジュールに遅れることなく取り組んでまいります。さらに、臨床POC獲得までの状況に応じて資金調達を実施し、パイプラインの価値を極大化するための臨床開発資金を確保してまいります。

④：①～③を実現するための体制強化

・コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、アプタマー創薬企業としてアプタマーを素材とする新薬を次々と創製し、継続的な成長と企業価値の最大化を図り、医薬品開発をとおして社会に貢献できる企業を目指しております。このような企業として社会的責任を果たしていくために、当事業年度においては社外取締役1名を選任し、社外取締役を2名体制にする他、コーポレートガバナンス・コードへの対応も継続して進めてまいりました。コーポレート・ガバナンス体制の強化により経営の健全性や透明性の向上を継続的に図っていくことは、最も重要な課題の一つであると認識し、取り組んでまいります。

・組織体制の整備と、人材の育成・登用

当社は、上記の課題に対応し、当社事業の継続的な発展を実現するためには、それに対応する組織体制の整備と、人材の育成・登用を図ることが重要と考えております。今後も事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を育成し必要なポジションに登用する他、豊富な経験を有する人材の採用、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

- (5) その他、会社の経営上重要な事項
 当社の経営上の重要な契約は次のとおりであります。

①ライセンス・アウトに関する契約

契約書名	提携及びライセンス契約書
契約相手方名	藤本製薬株式会社
契約締結日	平成26年4月30日
契約期間	締結日から、製品の販売後7年が経過する日の属する月の末日、或いは本製品の関連特許が全て消滅する日の属する月の末日のいずれか遅い日まで
主な契約内容	<p>① 当社は、NGFに対するRNAアプタマーを含有する医薬品の開発、製造、販売に関する、全世界でのサブライセンス権付きの独占的实施権を藤本製薬株式会社に許諾する。</p> <p>② 藤本製薬株式会社は、当社に対して、対価として、契約一時金、開発の進展等に応じたマイルストーン・ペイメント（第1相臨床試験開始時、前期第2相臨床試験開始時、後期第2相臨床試験開始時、第3相臨床試験開始時、製造販売承認申請時、製造販売承認取得時、純売上高が一定額超過時）、及び市販後の一定率のロイヤルティー及び藤本製薬株式会社の得たサブライセンス収入の一定割合を支払う。さらに、当社が第三者割当の方法で発行する普通株式について、3億円分の引き受けを行う。（なお、本引き受けについては、平成26年5月12日に払込を完了しております。）</p> <p>③ 当社は関連特許の50%を藤本製薬株式会社に譲渡する。</p>

(注) 本契約書の対象となる関連特許については、「②特許譲受に関する契約」に記載の、国立大学法人東京大学との平成20年9月16日付譲渡契約書及び平成22年3月23日付譲渡契約書、並びに塩野義製薬株式会社との平成24年9月10日付特許実施対価等に関する覚書に基づき、関連特許の譲渡を受けております。

契約書名	ライセンス契約書
契約相手方名	大塚製薬株式会社
契約締結日	平成29年5月8日
契約期間	守秘義務により非開示
主な契約内容	<p>① 当社は、大塚製薬株式会社と、平成20年8月1日から平成28年12月末日までに実施したRBM001に関する共同研究での成果につき、大塚製薬株式会社においてこれを開発・商業化することを目的に、全世界でのサブライセンス権付きの独占的实施権を大塚製薬株式会社に許諾する。</p> <p>② 大塚製薬株式会社は、当社に対して、対価として、契約一時金、本製品発売後の売上に応じたロイヤルティー、大塚製薬株式会社が第三者にサブライセンスを行った場合のサブライセンス対価の分配金、及び大塚製薬株式会社が第三者に事業譲渡を行った場合の事業譲渡対価の分配金を支払う。</p> <p>③ 当社は関連特許の一部を大塚製薬株式会社に譲渡する</p>

②特許譲受に関する契約

契約相手方名	国立大学法人 東京大学
契約締結日	特許を受ける権利ごとに、個別に契約を締結しており、各締結日は下記のとおりです。 平成18年5月31日、平成18年10月31日、平成20年9月16日、平成21年5月8日、平成22年3月23日、平成24年3月22日、平成24年11月19日
契約期間	契約締結日から契約上の権利が全て失効する日まで
主な契約内容	当社は、アプタマー創薬に関する事業化に必要な特許に関し、国立大学法人東京大学より特許を受ける権利を譲り受けております。その概要は下記のとおりです。 当社は、特許を受ける権利の対価として契約一時金、開発の進展に応じたマイルストーン及び市販後は一定率のロイヤルティーを支払う。
備考	各契約とパイプラインとの関係は下記のとおりです。 RBM001：平成18年10月31日付契約、平成24年11月19日付契約 RBM003：平成21年5月8日付契約 RBM004：平成20年9月16日付契約、平成22年3月23日付契約 RBM007：平成24年3月22日付契約

契約書名	特許を受ける権利等の譲渡契約書
契約相手方名	国立大学法人 名古屋大学
契約締結日	平成24年12月25日
契約期間	契約締結日から契約上の権利が全て失効する日まで
主な契約内容	当社は、アプタマー創薬に関する事業化に必要な特許に関し、国立大学法人名古屋大学より特許を受ける権利を譲り受けております。その概要は下記のとおりです。 当社は、特許を受ける権利の対価として契約一時金、開発の進展に応じたマイルストーン及び市販後は一定率のロイヤルティーを支払う。
備考	契約の対象となるパイプラインはRBM001です。

契約書名	特許実施対価等に関する覚書
契約相手方名	塩野義製薬株式会社
契約締結日	平成24年9月10日
契約期間	締結日から、特許の有効に存続する期間の満了又は失効が最も遅く到来する日まで
主な契約内容	当社は、抗NGFアプタマーを含有する製品の販売に伴う特許実施の対価を受け取った場合、塩野義製薬株式会社に対し一定率のロイヤルティーを支払う

契約書名	共同研究終了に伴う成果取扱い覚書
契約相手方名	大塚製薬株式会社
契約締結日	平成29年5月8日
契約期間	守秘義務により非開示
主な契約内容	① 当社は、大塚製薬株式会社と、平成20年1月1日から平成27年12月末日までに実施した、RBM002及びRBM003に関する共同研究の成果に関連して、当社側で研究開発を推進することを目的に、関連特許の譲渡を受ける。 ② 当社は、RBM002及びRBM003について開発やライセンス・アウトに成功した場合には、製品の売上に応じたロイヤルティー、当社が第三者にライセンスを行った場合のライセンス対価の分配金、及び当社が第三者に事業譲渡を行った場合の事業譲渡対価の分配金を、大塚製薬株式会社に支払う。

③共同研究開発に関する契約

契約書名	共同研究契約書
契約相手方名	大正製薬株式会社
契約締結日	平成26年3月
契約期間	契約日から平成30年2月末
主な契約内容	①共同研究により開発候補となる物質（アプタマー）を取得する。 ②大正製薬株式会社は本共同研究の対価として、所定の金額を支払う。

契約書名	共同研究契約書
契約相手方名	アステラス製薬株式会社
契約締結日	平成29年3月21日
契約期間	守秘義務により非開示。
主な契約内容	①共同研究により開発候補となる物質（アプタマー）を取得する。 ②アステラス製薬株式会社は本共同研究の対価として、所定の金額を支払う。

契約書名	社会連携講座等設置契約書
契約書相手方名	国立大学法人 東京大学
契約締結日	平成24年1月5日
契約期間	平成24年4月1日から平成32年3月31日
主な契約内容	① 当社は東京大学に対し、本契約において予め定められた活動経費を支払う。 ② 東京大学は「RNA医科学」社会連携研究部門を設置する。 ③ 東京大学と当社は共同研究を実施する。

契約書名	共同研究契約書
契約書相手方名	国立大学法人 東京大学
契約締結日	平成24年3月30日
契約期間	平成24年4月1日から平成32年3月31日
主な契約内容	① 当社は東京大学に対し、本契約において予め定められた研究経費を支払う。 ② 当社と東京大学は、社会連携講座等設置契約に基づき共同でRNAアプタマーの研究を実施する。 ③ 当社の研究担当者は東京大学の施設を利用し、研究を実施することができる。

④アドバイザー契約

契約書名	技術アドバイスおよび研究委託に関する覚書
契約書相手方名	全薬工業株式会社
契約締結日	平成25年4月1日 (平成23年2月に締結した「RNAアプタマー創薬技術アドバイスに関する契約」が更新を経て継続しているものです)
契約期間	契約日から平成30年3月31日
主な契約内容	① 当社は、全薬工業株式会社に対しアプタマー創薬に関する技術上の助言を行うと共に、別途合意によりアプタマー開発に関する試験を受託する。 ② 全薬工業株式会社は、当社に対し、技術上の助言及び試験実施の対価として、別途合意した金額を支払う。

3. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社は、財表諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性を確保するため、当面は、会計基準につきましては、日本基準を適用する予定です。

4. 財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,860,329	1,783,733
売掛金	-	2,075
有価証券	1,199,835	599,987
貯蔵品	5,137	6,166
前渡金	3,908	417
前払費用	6,371	8,876
未収入金	284	216
未収消費税等	36,125	31,316
その他	590	310
流動資産合計	3,112,581	2,433,100
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,963	19,234
減価償却累計額	△11,259	△11,766
建物（純額）	704	7,468
工具、器具及び備品	187,265	204,541
減価償却累計額	△133,822	△163,810
工具、器具及び備品（純額）	53,443	40,730
有形固定資産合計	54,147	48,198
無形固定資産		
ソフトウェア	144	192
無形固定資産合計	144	192
投資その他の資産		
投資有価証券	1,529	-
敷金	13,175	12,483
長期前払費用	1,841	1,991
投資その他の資産合計	16,546	14,475
固定資産合計	70,838	62,866
資産合計	3,183,419	2,495,967
負債の部		
流動負債		
未払金	24,125	29,714
未払費用	7,660	7,853
未払法人税等	8,421	15,108
前受金	99,000	-
預り金	4,981	4,426
流動負債合計	144,189	57,103
負債合計	144,189	57,103

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,921,824	2,943,060
新株式申込証拠金	-	3,765
資本剰余金		
資本準備金	2,894,824	2,916,060
資本剰余金合計	2,894,824	2,916,060
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△2,777,418	△3,424,022
利益剰余金合計	△2,777,418	△3,424,022
株主資本合計	3,039,230	2,438,864
純資産合計	3,039,230	2,438,864
負債純資産合計	3,183,419	2,495,967

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
事業収益	121,911	93,773
事業費用		
研究開発費	435,009	610,423
販売費及び一般管理費	219,291	269,253
事業費用合計	654,300	879,677
営業損失(△)	△532,389	△785,903
営業外収益		
受取利息	1,415	988
為替差益	311	6,106
助成金収入	186,451	119,215
受取研究開発費	19,805	-
その他	2,941	1,066
営業外収益合計	210,925	127,376
営業外費用		
株式交付費	638	338
営業外費用合計	638	338
経常損失(△)	△322,103	△658,864
特別利益		
投資有価証券売却益	-	13,471
特別利益合計	-	13,471
税引前当期純損失(△)	△322,103	△645,393
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
法人税等合計	1,210	1,210
当期純損失(△)	△323,313	△646,603

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
			資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,871,591	900	2,844,591	2,844,591	△2,454,105	△2,454,105	3,262,976	3,262,976
当期変動額								
新株の発行	49,783		49,783	49,783			99,567	99,567
新株式申込証拠金の振替	450	△900	450	450			-	-
当期純損失(△)					△323,313	△323,313	△323,313	△323,313
当期変動額合計	50,233	△900	50,233	50,233	△323,313	△323,313	△223,746	△223,746
当期末残高	2,921,824	-	2,894,824	2,894,824	△2,777,418	△2,777,418	3,039,230	3,039,230

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
			資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,921,824	-	2,894,824	2,894,824	△2,777,418	△2,777,418	3,039,230	3,039,230
当期変動額								
新株の発行	21,236		21,236	21,236			42,472	42,472
新株式申込証拠金の払込		3,765					3,765	3,765
当期純損失(△)					△646,603	△646,603	△646,603	△646,603
当期変動額合計	21,236	3,765	21,236	21,236	△646,603	△646,603	△600,366	△600,366
当期末残高	2,943,060	3,765	2,916,060	2,916,060	△3,424,022	△3,424,022	2,438,864	2,438,864

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失(△)	△322,103	△645,393
減価償却費	13,753	35,809
為替差損益(△は益)	0	△81
株式交付費	638	338
投資有価証券売却損益(△は益)	-	△13,471
受取利息	△1,415	△988
売上債権の増減額(△は増加)	31,636	△2,075
たな卸資産の増減額(△は増加)	△4,077	△1,028
未収入金の増減額(△は増加)	12,368	-
前受金の増減額(△は減少)	-	△99,000
未払金の増減額(△は減少)	9,894	5,725
その他	△67,679	12,073
小計	△326,982	△708,093
利息の受取額	3,859	2,329
法人税等の支払額	△1,581	△1,130
営業活動によるキャッシュ・フロー	△324,703	△706,894
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△47,960	△29,904
有価証券の純増減額(△は増加)	△1,199,342	599,391
無形固定資産の取得による支出	-	△169
定期預金の預入による支出	△1,962,224	△2,604,349
定期預金の払戻による収入	1,851,005	2,614,084
敷金の差入による支出	△3,900	-
投資有価証券の売却による収入	-	15,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,362,422	594,052
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	98,928	42,134
その他	-	3,765
財務活動によるキャッシュ・フロー	98,928	45,899
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	81
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,588,197	△66,860
現金及び現金同等物の期首残高	2,037,307	449,110
現金及び現金同等物の期末残高	※ 449,110	※ 382,249

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	1,860,329千円	1,783,733千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,411,219	△1,401,484
現金及び現金同等物	449,110	382,249

(持分法損益等)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社は、創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	231.21円	183.27円
1株当たり当期純損失金額(△)	△24.92円	△48.83円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	－円	－円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純損失金額(△)		
当期純損失金額(△)(千円)	△323,313	△646,603
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純損失金額(△)(千円)	△323,313	△646,603
期中平均株式数(株)	12,971,709	13,241,047
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 8種類 (新株予約権の数 6,027個)	新株予約権 7種類 (新株予約権の数 4,565個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。